

ツキノワグマ保護管理計画における地域区分の導入について

○導入の経過等

- ・「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理：令和4年～8年度）」では、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）と人との緊張感ある共存関係を構築するため、新たに地域区分に応じた管理方針が示された。
- ・クマの目撃情報は増加傾向にあり、比例して人身被害の発生件数も増加している。
- ・伊那市では、市民の皆さんの命や財産を守ることを最優先課題としてとらえ、クマが生活圏域に出没した際に迅速かつ確実な排除を行うことを目的に、地域区分（ゾーニング）を導入することにした。

○長野県の同意

- ・事前協議を経て令和6年8月1日付けで地域区分の導入について長野県に正式協議。
- ・令和6年9月2日付けで長野県の同意が得られた。
- ・長野県下では、山形村に続いて2例目、市では県内初。

○伊那市の地域区分（ゾーニング）の概要

ゾーン区分	場所及び人間の利活用状況	エリアの管理方針
主要生息地域 （緑）	奥山、森林域 （登山、狩猟などで利用）	クマが秋以降から冬眠明けする春まで利用し、また主に採食などをする地域。開発行為の規制や鳥獣保護区の設定など森林環境の保全を実施する。
緩衝地域 （黄緑）	里山林 （山菜・きのこ採り・林業、狩猟などに利用）	クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しながら活動する地域。人の生活地域への移動を抑制する機能が期待される。 里山林の利用促進や林内の見通し確保により、緩衝帯機能を向上する。
排除地域 （赤）	市街地や集落、農地等が広がる地域 （農業、居住地として利用）	農業などの人の活動が盛んな地域、かつ人が日常的に活動する地域であり、クマの侵入を排除し、人への被害発生を防止する必要がある。 誘引物の除去や管理、柵の設置、耕作放棄地や廃果の管理など、侵入防止や滞在場所の削減などを実施する。

別添「伊那市ツキノワグマ地域区分図」参照

○地域区分（ゾーニング）導入による主な効果（排除地域）

導 入 前	導 入 後
・緊急時（人家、学校、病院等、人が活動している施設・建物やその敷地にクマが進入）のみ市町村権限により捕獲を許可 ・その他の場合は、県許可による捕獲	・「排除地域」内にクマが出没した場合は、左記の状況に関わらず、 <u>市町村権限により捕獲を許可</u> <u>（迅速、確実な排除が可能）</u>

○今後の対応等

- ・猟友会などの関係機関と協力して、「排除地域」内に出没したクマの迅速かつ確実な排除を行う。

伊那市ツキノワグマ地域区分図

- ：主要生息域(森林域)
- ：緩衝地域(林縁から内200m)
- ：防除・排除地域

